

第1回みやぎ景観懇話会

とき：平成18年4月26日（水）

午前10時から

ところ：県庁舎第一会議室

次

第

1 開 会

2 あいさつ

3 座長および副座長の選任

4 説 明

（1）景観法の概要

（2）県における景観形成への取組みについて

（3）宮城県の代表的な景観

5 意見交換

6 今後の懇話会の進め方について

7 閉 会

会議資料

みやぎ景観懇話会開催要綱	資料1
景観法の概要（パンフレット）	
景観法の施行状況	資料2
景観形成への取組み	資料3
宮城県景観形成指針の概要	資料4
今後の進め方（スケジュール）	資料5

みやぎ景観懇話会開催要綱

(目的)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）が制定されたことを踏まえ、県の景観行政の在り方について広く有識者からの意見聴取を行うため、みやぎ景観懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 懇話会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(協議事項)

第4条 懇話会では、次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 景観に関する基本理念等に関すること。
- (2) 景観形成における各主体の役割分担に関すること。
- (3) 良好な景観形成に向けて県の行うべき施策に関すること。
- (4) その他景観形成について必要と認められる事項に関すること。

(会議)

第5条 懇話会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、宮城県土木部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

別表

氏名	所属	備考
磯田 悠子	みやぎおかみ会会長、ホテル松島大観荘取締役副社長	
伊藤 則子	東北大学大学院工学研究科博士後期課程	公募
大村 虔一	財団法人宮城県地域振興センター理事長	
柴崎 徹	東北工業大学客員教授	
西大立目祥子	青空編集室（フリーライター）	
平野 勝也	東北大学大学院情報科学研究科講師	
布施 孝尚	登米市長	
中村 克正	仙台市都市整備局長	
森山 雅幸	宮城大学食産業学部教授	
山崎 環	特定非営利活動法人リブリッジ代表理事	公募
横山 英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所専務取締役	

平成18年4月1日現在

景観法の施行状況について

○平成16年12月17日 景観法一部施行(第3章を除く)、景観法運用指針発出

平成17年 6月 1日 景観法一部施行(第3章部分)、景観法運用指針改正

◇景観行政団体 214 地方公共団体

- ・法に基づく景観行政の仕組みを推進する主体。
- ・法定の景観行政団体は、都道府県、政令市、中核市。
- ・その他の市町村は都道府県との協議・同意により景観行政団体となることが可能。(現在116市町村) <一覧については別紙のとおり>

◇景観整備機構 6 法人

景観行政団体とともに良好な景観形成に取組む主体(NPO法人や公益法人)で、景観行政団体の長が指定。

- ・京都市：財団法人京都市景観・まちづくりセンター(平成17年5月指定)
- ・茨城県：NPO法人茨城の暮らしと景観を考える会(平成17年6月指定)
- ・茨城県：社団法人茨城県建築士会(平成17年7月指定)
- ・茨城県：社団法人茨城県建築士事務所協会(平成17年9月指定)
- ・長野県：社団法人長野県建築士会(平成17年10月指定)
- ・静岡県：社団法人静岡県建築士会(平成18年2月指定)

◇景観計画策定済の景観行政団体 12 団体

- ・滋賀県近江八幡市(平成17年7月)
- ・神奈川県小田原市(平成17年12月)
- ・長野県(平成17年12月)
- ・京都市(平成17年12月)
- ・神戸市(平成18年2月)
- ・大阪市(平成18年2月)
- ・滋賀県大津市(平成18年2月)
- ・長野県小布施町(平成18年3月)
- ・岩手県一関市(平成18年3月)
- ・岐阜県各務原市(平成18年3月)
- ・兵庫県伊丹市(平成18年3月)
- ・青森県(平成18年4月)

◇景観地区(準景観地区)

- ・現在のところ新規指定なし(美観地区からの移行分を除く)

景観行政団体である地方公共団体

平成18年4月1日現在(国土交通省調べ)

都道府県	指定都市	中核市	その他の市町村			
北海道	札幌市	旭川市 函館市	東川町			
青森県			青森市			
岩手県			平泉町	盛岡市	一関市	
宮城県	仙台市					
秋田県		秋田市				
山形県			酒田市	鶴岡市		
福島県		郡山市 いわき市	館岩村	三春町		
茨城県			つくば市	守谷市		
栃木県		宇都宮市	日光市	小山市	那須町	
群馬県			伊勢崎市	富岡市	高崎市	
埼玉県	さいたま市	川越市	戸田市 川口市	八潮市	草加市	秩父市
千葉県	千葉市	船橋市	市川市 佐倉市	市原市	我孫子市	柏市
東京都						
神奈川県	川崎市 横浜市	横須賀市 相模原市	真鶴町 秦野市 逗子市 箱根町	平塚市 鎌倉市 藤沢市 大和市	小田原市 葉山町 茅ヶ崎市	大磯町 湯河原町 座間市
新潟県		新潟市	新発田市			
富山県		富山市				
石川県		金沢市				
福井県			小浜市	大野市	勝山市	福井市
山梨県			山梨市 甲州市 小菅村	韮崎市 市川三郷町	南アルプス市 足川町	北杜市 富士河口湖町
長野県		長野市	小布施町			
岐阜県		岐阜市	各務原市 可児市	多治見市 下呂市	中津川市 大垣市	美濃市
静岡県	静岡市	浜松市	熱海市	富士市	三島市	
愛知県	名古屋市	豊橋市 岡崎市 豊田市	犬山市	長久手町		
三重県						
滋賀県			近江八幡市	大津市	高島市	彦根市
京都府	京都市		宇治市	南丹市		
大阪府	大阪市 堺市	高槻市 東大阪市				
兵庫県	神戸市	姫路市	伊丹市			
奈良県		奈良市	橿原市			
和歌山県		和歌山市				
鳥取県			倉吉市			
島根県			松江市	津和野町	大田市	
岡山县		岡山市 倉敷市	早島町	新庄村		
広島県	広島市	福山市	三次市	尾道市	吳市	
山口県		下関市	萩市	宇部市	光市	
徳島県			上勝町	三好市		
香川県		高松市	直島町			
愛媛県		松山市	大洲市 新居浜市 西予市 内子町	今治市 西条市 東温市 伊方町	宇和島市 伊予市 上島町	八幡浜市 四国中央市 松前町
高知県		高知市	梼原町			
福岡県	北九州市 福岡市		志摩町			
佐賀県			佐賀市	嬉野市	唐津市	
長崎県		長崎市				
熊本県		熊本市				
大分県		大分市	別府市	由布市	臼杵市	宇佐市
宮崎県		宮崎市	日南市			
鹿児島県		鹿児島市				
沖縄県			石垣市			
47都道府県	15政令市	36中核市			116市	

景観法の特徴

資料2

- 基本理念等基本法の性格と景観計画、景観整備機構等具体的な規制や支援措置が定められていること。
- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としていること。
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができること。
- 景観計画区域の変更命令等いざといいうときに強制力を発揮できる措置を付与していること。
- 景観計画区域の策定の提案等NPOや住民の参加がしやすいように措置していること。
- 景観地区等において建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度が創設されたこと。
- 景観協議会、景観協定等ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けていること。
- 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が併せて講じられていること。

基本理念

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の國民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない

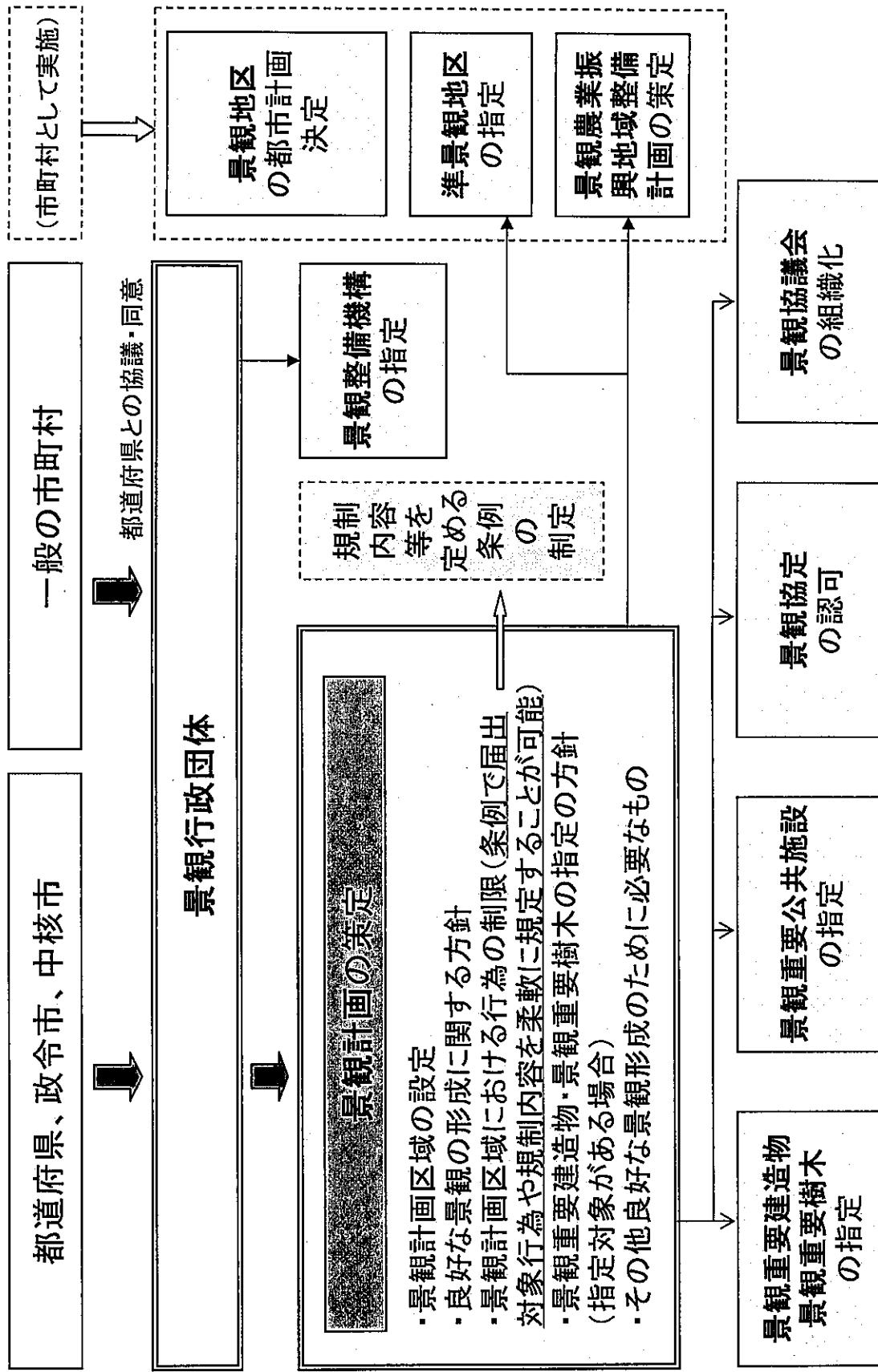
良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならぬ

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなくてはならない

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない

景観法を活用した景観行政のスキーム



景観形成への取組みについて

H18.4.26
都市計画課

- 平成8年度** …… 「景観形成推進事業」を重点推進事業に決定
 (土木企画課) H8.11 宮城県景観形成懇談会設置要領を施行
 H9.1.10 景観形成懇談会（第1回）…………宮城県の景観の現状と課題
 H9.3.27 景観形成懇談会（第2回）…………宮城県の景観形成の方向性
- 平成9年度** …… H9.6.10 景観形成懇談会（第3回）…………宮城県景観形成指針（案）
 (土木企画課) 構成および各種取組み
 H9.10.14 景観形成懇談会（第4回）…………宮城県景観形成指針（案）
 H9.11 「宮城県景観形成指針（案）」市町村説明会
 ⇒ 「**宮城県景観形成指針**」を決定
 《景観形成の基本目標》
 ○宮城の個性を象徴する景観を守る
 ○快適で魅力ある景観をつくる
 ○景観形成を支える意識を育てる
 (宮城県景観形成連絡会議……府内関係課長が構成員)
 H10.3 「宮城県景観形成指針」(府議報告)
- 平成10年度** …… H10.4 「宮城県景観形成指針」(建設企業委員会報告)
 (土木企画課) (景観形成に関する予算要求)
 「ふるさと宮城の景観づくり事業」
 ①地区景観形成基本計画策定
 ②公共施設景観形成マニュアル策定
 ③県景観形成条例の検討
 H10.8 県内70市町村に対して景観に関するアンケート実施
 H10.10 普及啓蒙のため市町村説明会を開催
- 平成11年度** …… 「ふるさと宮城の景観づくり事業」への取組み
 (土木総務課) ○予算400万円
 ○地区景観形成検討会、ワークショップ開催
- 平成12年度** …… 「ふるさと宮城の景観づくり事業」への取組み
 (都市計画課) ○予算260万円
 ○地区景観形成基本計画（古川市編）報告書作成
古川市をモデル地区とし、緒絶川（おだえがわ）周辺地区的景観形成基本計画を策定したもの。
ワークショップ方式の普及、県景観条例の制定、景観形成促進制度の創設が今後の検討課題であるとの指摘があった。
- 平成13年度** …… 「ふるさと宮城の景観づくり事業」への取組み
 (都市計画課) ○気仙沼地区事業を予算要求
- 平成14年度** ~ **平成15年度** 厳しい財政事情を反映し、景観施策への取組みは衰退傾向となる。
 (公園緑地室) (公園緑地室)

平成16年度……H16.4 景観緑三法説明会開催（市町村、土木事務所対象）
(都市計画課) ……景観行政団体に関するアンケート調査
H16.6 景観緑三法公布
H16.7 アンケート調査に基づく市町村ヒアリングを実施

平成17年度……H17.6 景観法全面施行
(都市計画課)

広告物景観モデル地区の指定 (平成5年の条例改正時に導入)

……まちづくりを行っている地域で、住民の意見を取り入れた基準を作り、規制だけではなく、良好な景観を形成するために特に必要と認める区域を知事が指定するもの。
(指定の内容)

- 広告物景観モデル地区の広告物および掲出物件に関する基本構想
- 広告物景観モデル地区の美観を維持するための広告物および掲出物件に関する基準
- 広告物景観モデル地区の景観と調和させるための広告物および掲出物件に関する基準

(これまでの指定地区)

- 大崎市古川十日町地区（平成6年宮城県告示第1342号）
- 塩竈市北浜沢乙線沿線地区（平成7年宮城県告示第1293号）
- 大崎市岩出山通丁南町通り沿線地区（平成8年宮城県告示第1417号）

(参考) 県内市町村における景観条例等の制定状況

- 仙 台 市 杜の都の風土を育む景観条例 (H7.3)
 - 塩 竈 市 塩竈の景観を守り育てる条例 (H5.3)
 - 七ヶ宿町 七ヶ宿町街並み景観条例 (H12.3)
 - (旧) 松 山 町 松山町街並み景観整備条例 (H7.9)
 - (旧) 三本木町 三本木町環境美化の促進に関する条例 (S60.3)
 - (旧) 鳴 子 町 鳴子町環境美化の促進に関する条例 (S60.3)
 - (旧) 高清水町 高清水町環境保全条例 (H14.12)
- (旧) 登 米 町 登米町街並み景観整備要綱 (H7.3)

宮城県景観形成指針の概要 (H10.3策定)

H18.4.26

都市計画課

■景観形成の基本目標

- 宮城県景観形成指針が目指す理念を基本目標として次のように設定する。
- 「宮城の個性を象徴する景観をまもる」……（豊かな景観資源、歴史・文化を保全し、継承していく）
 - 「快適で魅力ある景観をつくる」………（地域の特性を生かし、個性ある景観を創造していく）
 - 「景観形成を支える意識を育てる」………（県民意識の醸成と参加による景観づくりを育成していく）

■景観形成の基本方針

基本目標を具体化していくために、指針全体を統括する観点から、景観形成の基本方針を次のように設定する。

- ①（保全の視点）「自然の保全および調和を図った良好な景観の形成」
- ②（継承の視点）「伝統や歴史・文化など、地域の個性を形づくる景観の保全・継承」
- ③（創造の視点）「環境と調和した快適で魅力ある景観の創造」
- ④（活用の視点）「地域の個性を積極的に活用した景観の形成」
- ⑤（育成の視点）「景観は共有の財産であるという社会的意識の育成」
- ⑥（醸成の視点）「行政・住民・事業者が一体となって景観づくりに取り組む気運の醸成」

■景観形成方針の枠組

指針の本体となる景観形成のための具体的な配慮事項について、次のように大きく3つの側面から展開する。

①「景観構成要素に応じた景観形成の指針」（景観を形づくる個々の要素に関する配慮事項）

- （景観構成要素） ◇自然的資源（例：自然林、社寺林、都市の緑、水辺、山岳 等）
 ◇歴史的資源（例：歴史的建造物、旧街道、遺跡、史跡、社寺仏閣 等）
 ◇公共事業（例：道路、河川、公園・緑地、公共建築物、橋梁、区画整理 等）
 ◇民間施設（例：一般建築物、商業施設、住宅、屋外広告物、工作物 等）
 ◇生活環境（例：散乱ゴミ、放置自転車、電柱・電線類 等）

②「景観類型に応じた景観形成の指針」（地域ごとに異なる景観特性に関する配慮事項）

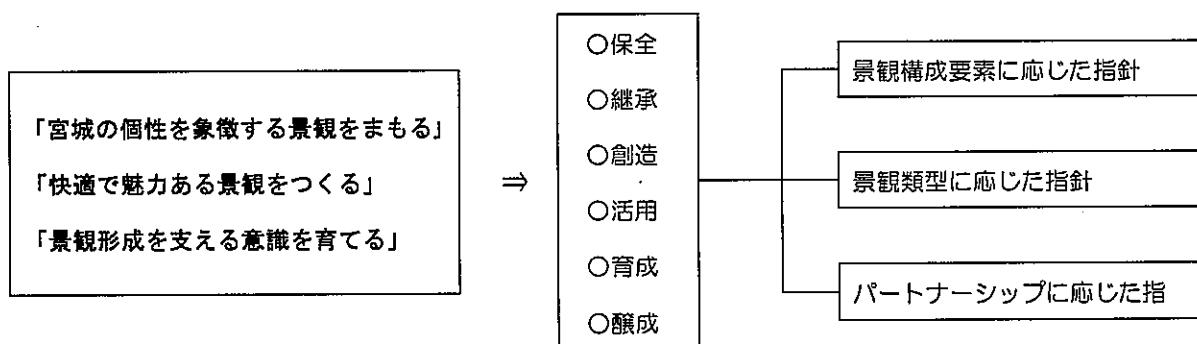
- （景観類型）（地域の特性を考慮して各々さらに細分化する）
 ◇山地景観（高山地型景観、低山地・丘陵型景観）
 ◇平野景観（平野型景観、地区中心型景観）
 ◇海岸景観（リアス式海岸型景観、砂浜型景観）

③「パートナーシップに応じた景観形成の指針」（景観づくりのための協働・連携に関する配慮事項）

〈基本目標〉

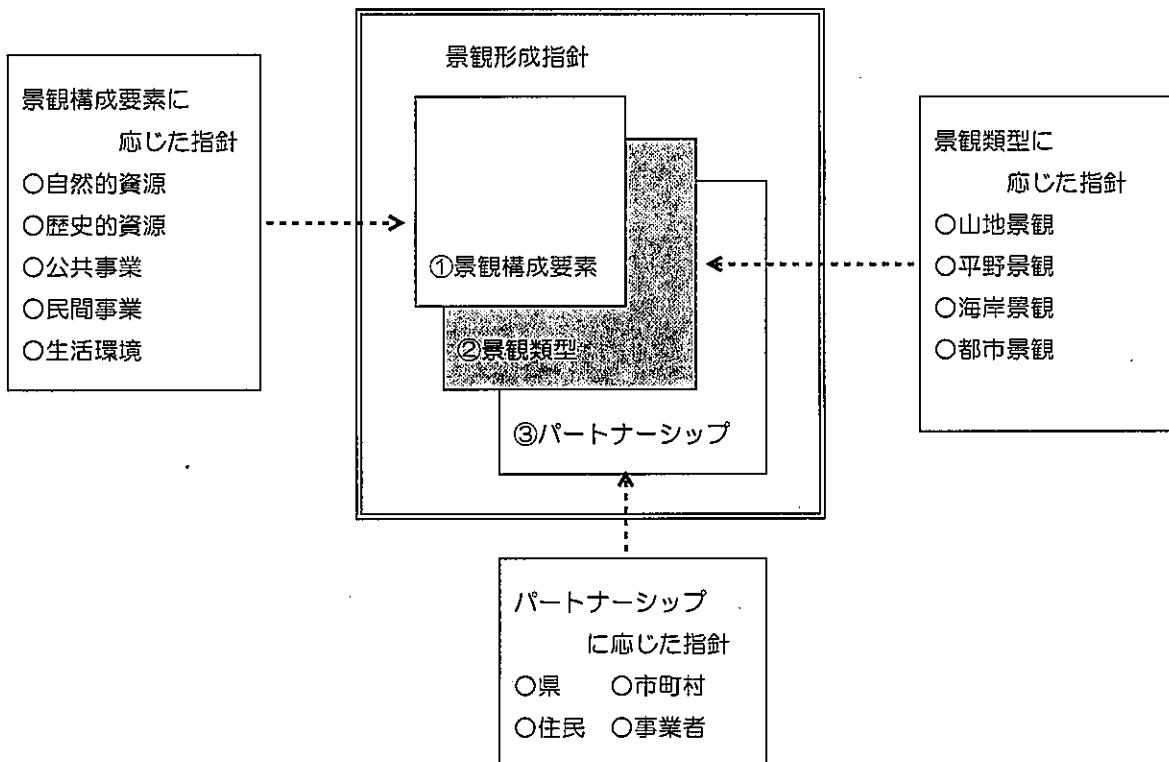
〈基本方針〉

〈指針の枠組〉



■景観形成指針

3つの側面から展開する指針の枠組の概念は以下に示したとおりである。



①景観要素に応じた指針

ひとつの景観は、道路や建物などの人工的要素や、その背景となる自然的な要素など様々な要素によって構成されている。このような、景観を形づくる個々の要素（景観構成要素）に着目して、各々の景観上の特徴を踏まえて分類し、景観構成要素に応じた景観形成指針を示す。

【景観構成要素に応じた景観形成指針】（抜粋）

（自然的資源）

* 自然的資源は豊かな宮城の基盤を構成する最も重要な要素であり、これらをかけがえのない財産として保全するとともに、自然と親しむ場としての活用も考慮した景観形成を図っていく。

（歴史的資源）

* 歴史的資源は、地域の歴史や文化を表徴し、地域を特徴づける要素であり、これらをデザインモチーフとして用いるなど、地域の景観づくりに活用していくとともに、資源としての保全・継承を図っていく。

（公共事業）

* 公共事業は、まちづくりや地域づくりの骨格を担うものであり、地域の景観形成に占める役割が非常に大きいことから、質の高い施設整備等を通じて、地域の良好な景観形成の創出に努めていく。

（民間施設）

* 民間施設は、民間活動が直接的に景観に反映されるものであることから、景観形成をはかっていくためには、民間企業の倫理や住民の意識などの高揚に努めるとともに、関連法令等による適正な誘導を促進していく。

（生活環境）

* 生活環境は日常的な生活の場であることから、景観づくりを広義の環境づくりと捉え、地域活動の支援や交流、PR活動等の景観形成への取組を通じて、快適で魅力ある環境づくりに努めていく。

②景観類型に応じた指針

県土の景観を見る場合、そこには山地域から平野、海岸部に至るまで、個性的で多様な景観が存在している。そのように、地域によってそれぞれ異なる景観について、宮城県全体から見たマクロな観点から、ある程度同様の性格を持つ地域ごとに景観のグループ化(類型化)を行い、その景観類型に応じて、個々の地域を包括する景観形成上の配慮事項を示し、ひいては県全体についての景観類型に応じた景観形成指針を示す。

【景観類型に応じた景観形成指針】(抜粋)

(高山地型景観)

- *動植物や地形等、自然環境全般を保全していく。
- *山容を望む眺望の阻害を避けるよう配慮していく。
- *各種行為は自然景観の保全上、必要最小限のものとする。自然景観と調和する素材、デザイン、色彩とする。

(低山地・丘陵型景観)

- *低山、森林、小川、農地などで構成される山村景観を維持・保全していく。
- *自然林・二次林・人工林などによって構成される森林景観を保全していく。
- *他の景観類型(特に平野部)から見て目立つ接点部分における地形、植生を保全していく。

(平野型景観)

- *宮城らしさのひとつの典型を形成する伝統的な田園景観の姿を維持・保全していく。
- *歴史的な道、水路、遺跡等を景観資源として保全・活用していく。
- *多様な動植物の生息生育する河川、池沼、里山等の環境を保全していく。

(地区中心型景観)

- *まちの歴史を伝える事蹟や伝承をまちづくりの個性として活用し、施設のデザインに生かすよう努めていく。
- *まちづくり(景観)条例や要綱の整備により個性あるまちなみ景観へと誘導していく。
- *住民自らの行動で、まちなみの美化や景観形成を進められる環境を整えていく。
- *まちづくりを、事業者と協力して進める仕組みをつくっていく。
- *各種モデル事業の積極的な導入をはかっていく。

(リアス式海岸型景観)

- *地形と植物による自然の海岸景観を保全していく。
- *建築物、工作物等の設置については、自然環境の保全も含めて配慮していく。
- *船や番屋等の漁村の伝統的な形態を生かした魅力ある漁村景観の形成に努めていく。
- *松島の景観を形成する現在の自然、歴史的景観を可能な限り保全していく。
- *まちのデザインに松島の歴史的事蹟を生かしていく

(砂浜型景観) *現在の海岸線の自然状況については、できる限り保全していく。

- *仙台港地区は・背後地の開発も含めて国際貿易港に相応しい姿としていく。他の港湾についても、海の玄関としての魅力ある景観形成をはかっていく。

- *海岸沿いに続く貴重な水辺空間として、運河を活用していく。

(地方都市型景観)

- *各地域における行政、経済の中心に相応しいグレードが感じられる都市施設整備を進めていく。
- *各々の都市の成り立ちの歴史、伝統を個性として表現できるまちづくりを促進していく。
- *海、山など恵まれた自然を生かした景観形成を進めていく。
- *まちづくり支援の制度やモデル事業などの積極的な導入をはかっていく。

(都市圏型景観)

- *各地固有の歴史や個性を生かした都市景観整備を促進していく。
- *大都市及び圏域の経済力を生かしたグレードの高い景観づくりを促進していく。
- *各種の補助や支援制度あるいは条例・要綱等、制度面での整備を進めていく。

*人が多く集まることから発生する阻害要因の排除に努めていく。

③パートナーシップに応じた指針

景観形成を進めていくにあたっては、行政のみではなく住民や事業者を含めた県民全体での取組が必要となってくる。そのような取組の中で、行政、住民・事業者が各自の景観形成に関するパートナーシップを保ちながらそれぞれの役割を果たしていくべきであるという観点に立って、それぞれのパートナーシップに応じた景観形成指針を示す。

【パートナーシップに応じた景観形成指針】(抜粋)

(県の役割)

- 全県的な景観形成の方向と指針の提示
 - * 景観形成指針の策定
 - * 各種事業における景観形成計画の作成
 - * 各種施策・事業の調整等総合的な取組
 - * 既存及び先行計画との整合
 - * 現行法制度の活用
- 県事業における先導的な景観形成
 - * モデル的・先導的な公共事業の推進
 - * まちなみや民間建築物等の適正な誘導
 - * 開発行為等に対する指導・誘導
- 市町村に対する支援・助言
 - * 各市町村等関係機関に対する調整・連携
 - * 各市町村の景観行政への支援・助言
- 住民・事業者に対する支援・共働
 - * 意識高揚のための広報的活動の推進
 - * 表彰や助成等各種支援施策の展開

(住民の役割)

- 地域に根ざした景観形成活動の実践
 - * 美しいまちづくりのための自主的活動の展開
 - * まちづくりのための自主的ルールづくり
- 社会的モラル・ルールの遵守
 - * ゴミの投げ捨てや放置自転車等の改善
- 景観関連施策への参加
 - * 県や市町村の景観形成施策への協力・参加

(市町村の役割)

- 地域の特性を生かした景観形成の推進
 - * 県施策との連携
 - * 景観形成に関する計画づくりと計画的な施策の推進
 - * 景観条例や要綱などの制度的整備の促進
- 市町村事業における先導的な景観形成
 - * モデル的・先導的な公共事業の推進
 - * まちなみや民間建築物等の適正な誘導
 - * 民間活動と連携・共働する各種施策の推進
- 住民・事業者に対する支援・共働
 - * 住民の関心や、意識を高めていく施策づくりの推進
 - * 表彰や助成等各種支援施策の推進
 - * 地域活動に対する支援・助言

(事業者の役割)

- 地域に根ざした景観形成活動の実践
 - * まちなみと調和した建築物など地域景観に配慮した事業の実施
 - * まちかどの緑化・修景など、地域景観の保全向上への寄与
- 社会的モラル・ルールの遵守
 - * 現行法制度の遵守
- 景観関連施策への参加
 - * 県や市町村の景観形成施策への協力・参加

みやぎ景観懇話会の進め方（スケジュール案）

H18.4.26
都市計画課

第1回懇話会（4月26日）

- 景観法の概要
- 県における景観形成への取組み、現状について
- 県内市町村の代表的な景観資源

現地視察（6月9日（金））

大崎市、登米市（旧登米町）方面を予定

第2回懇話会（7月）

- 他県の景観形成に向けた取組状況
- 景観行政の基本的な考え方（論点整理）

第3回懇話会（11月）

- 景観行政の基本的な考え方（方針素案提示）

……「景観行政の基本的な考え方（素案）」に対するパブリックコメント募集……
(約1か月間)

第4回懇話会（2月）

- 景観行政の方向性について（最終案）